

学校いじめ防止対策基本方針

天妃小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会（いじめ防止委員会）

いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、月1回開催する。
（いじめ発覚時は臨時に開催する）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・教育相談担当・学年主任・
特支担任・当該児童担任

※場合によって、スクールカウンセラーや教育相談員、関係機関職員も出席する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- 児童の実態を十分に把握し、支持的風土のあるより良い学級経営に努める。
- 「分かる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 学校全体で計画的な教育相談を年2回実施する。
- 教育相談員やSCとの時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や子ども園との情報交換や交流を積極的に行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 定期的な教育相談

○定期的な教育相談実施。必要に応じて教育相談を推進する。〔年2回 7月・11月〕

(2) 定期的なアンケートの実施

○いじめについての定期的なアンケートの実施〔毎月実施〕

※必要に応じて実施する場合もある。

(3) がんばりノート等による観察

○がんばりノートの保護者コメントや授業ノート等にも注意を払う。

(4) 情報交換

○日頃から学年会や生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）での情報共有化

○職員会議等で生徒指導担当や学級担任による児童生徒の状況報告

○S Cや教育相談支援員、安全支援員。保健室等からの情報収集

(5) 家庭・地域との連携

○日頃から学級だよりや学校だより、地域行事等を通して連携を図る。

○個人面談や学校公開日での情報交換を図る。

5 いじめ発生に対する対応

(1) 初期対応

・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに学年主任・生徒指導主任・管理職に報告し、事実の有無を確認する。（独断で判断しない、報連相の徹底）

(2) チーム対応

・いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を開き、対応を協議する。

(3) 事実究明と指導

・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う

(4) 被害者への対応

・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。（心配や不安を取り除くよう心がける）

・いじめを受けた児童を徹底して守る。

（見守り体制を整備する。登下校・休み時間・清掃時間等）

(5) 保護者との情報共有

・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 関係機関との連携

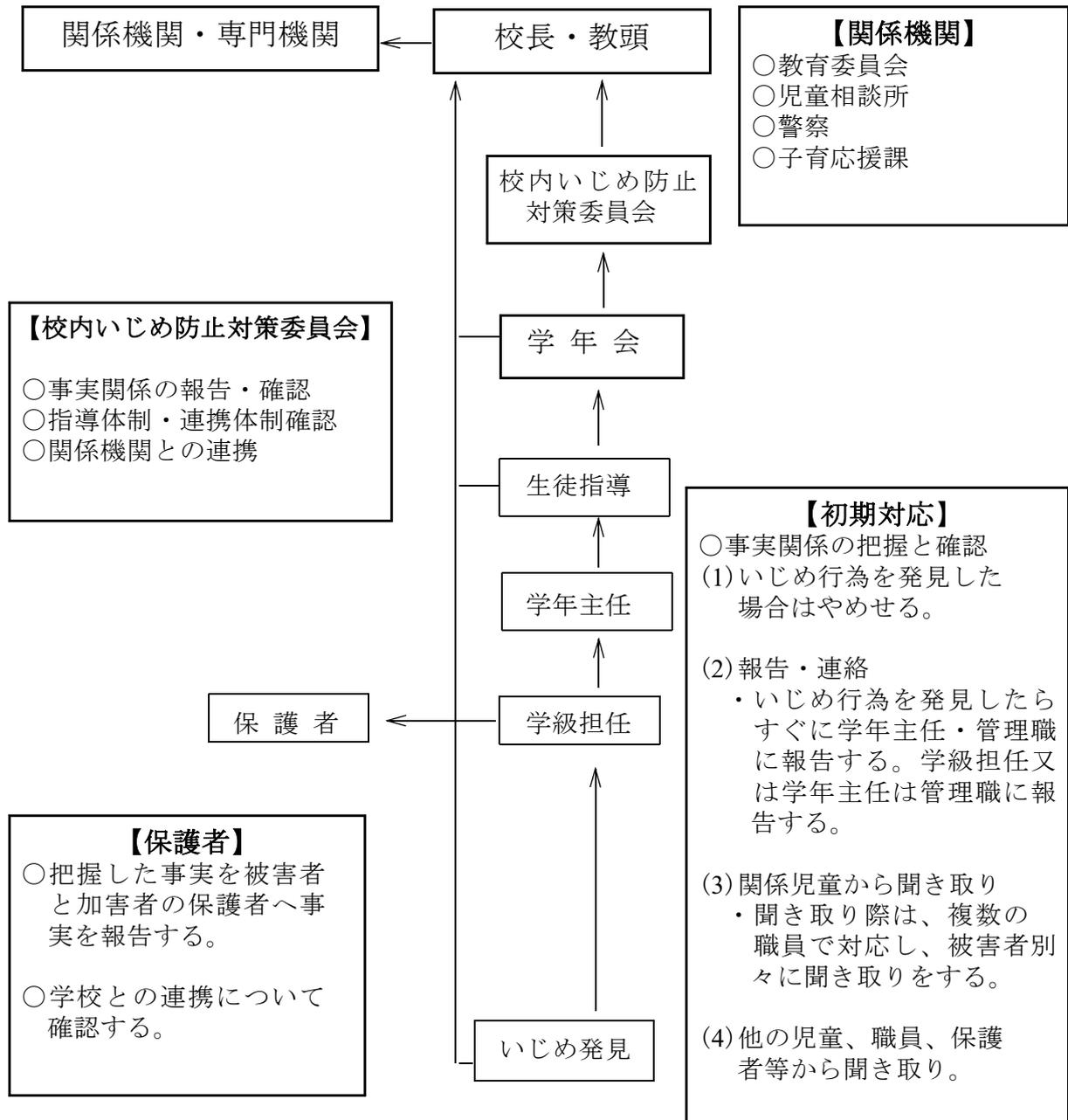
・いじめに関する事案等については教育委員会等と連携して対処する。

(7) 事後の対応

・継続的に指導や支援を行う。（カウンセラー等の活用、心のケアに努める）

・謝罪や解決とは急がず、対応策を講じながら見守りを続ける。

6 いじめが起こった場合の組織対応



7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てが合った場
「いじめ防止対策推進法」より

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 いじめ対策年間取り組み計画

月	取 り 組 み 内 容
4 月	・いじめ防止対策基本方針の共通理解（職員会議） ・学級での支持的風土づくり、人間関係づくり（学級・行事等） ・生徒指導朝会（第1回） ・生徒指導部会
5 月	・なかよしアンケートの実施 ・支持的風土づくり、人間関係づくり（学級） ・行事を通じた人間関係づくり ・校長による人権のお話（お話朝会） ・生徒指導部会
6 月	・なかよしアンケートの実施 ・生徒指導部会
7 月	・学校アンケートの実施（児童・保護者の声） ・なかよしアンケートの実施 ・校内研修（いじめ防止について） ・教育相談（第1回） ・生徒指導部会
8 月	・学校アンケートの結果と対応策 ・なかよしアンケートの実施 ・生徒指導部会
9 月	・なかよしアンケートの実施 ・生徒指導部会 ・生徒指導朝会（第2回）
10 月	・なかよしアンケートの実施 ・生徒指導部会 ・2学期に向けた支持的風土づくり（学級）
11 月	・行事を通じた人間関係づくり（運動会） ・学校アンケートの実施（児童・保護者の声） ・なかよしアンケートの実施 ・教育相談の実施（第2回） ・生徒指導部会
12 月	・なかよしアンケートの実施 ・学校アンケートの共通理解 ・人権週間（人権、エイズ学習） ・生徒指導部会
1 月	・なかよしアンケートの実施 ・生徒指導部会 ・生徒指導朝会（第3回）
2 月	・なかよしアンケートの実施 ・生徒指導部会
3 月	・なかよしアンケートの実施 ・生徒指導部会